

12月3日から9日は障がい者週間です



「第8回ブローニョの森まつり2015より」

障がい者週間は、市民の皆さんに広く障がい者の福祉について、関心と理解を深めていただき、障がいのある人が、社会、経済、文化などの活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。■問合せ＝障がい福祉課(新庁舎2階窓口番号⑫) ☎(20)3025

● 「障がい」について気軽にご相談ください

次の窓口で障がいについてのご相談をお受けしています。お気軽にお電話ください。

身体・知的に障がいがある方	障がい者相談支援センターみどり	☎(24)5759
精神に障がいがある方	相談支援事業所さの	☎(21)6811

● 難病の方への福祉サービスの対象疾病が332に拡大しました

平成27年7月1日から「障害福祉サービス等」の対象となる疾病が拡大しました。

このサービスをご利用される場合は、対象疾病にり患していることがわかる証明書・印かんを持参し、申請をしてください。

■問合せ＝障がい福祉課(新庁舎2階窓口番号⑫) ☎(20)3025

● 「ひきこもり」相談のご案内

「ひきこもり」状態から抜け出すためには、第三者の関わりが必要だといわれています。家族だけで抱え込まないで、その対応について一緒に考えてみませんか。

○相談窓口

ポラリス☆とちぎ (栃木県子ども若者・ひきこもり 総合相談センター)	火曜日～土曜日 午前10時～午後7時 ☎028(643)3422
自立相談支援事業	佐野市社会福祉協議会 ☎(22)8113 障がい福祉課 ☎(20)3025

● 障がい者を虐待から守りましょう！

障がい者に対する虐待を発見した方は、通報する義務があります。障がい者虐待を防止するためには、早期発見・早期対応が重要です。地域ぐるみの早めの通報や支援が、虐待を受けている障がい者だけでなく、家族などが抱える問題の解決にも結びつきます。

相談窓口	栃木県障がい者権利擁護センター	☎028(623)3139
	障がい福祉課	☎(20)3025

新庁舎における障がい者支援機器をご紹介します

いろいろな場所で障がい者を支援する危機が設置されていますが、ここでは12月7日に全面開庁する新庁舎の支援機器をご紹介します。



新庁舎電光時計



火事の際には
火災をお知らせ
す表示に変わ
ります



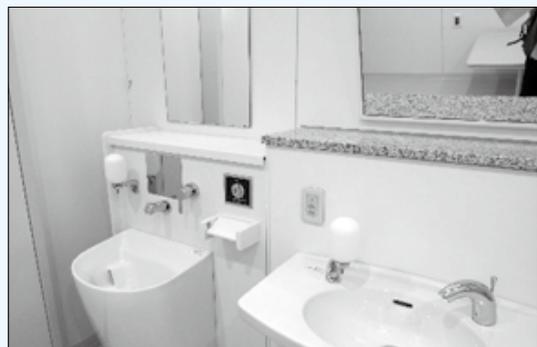
火災時の表示(1階～2階)、
フラッシュ表示(3階～7階)



聴覚障がい者
誘導支援設備
「貸出用補聴器」
1階市民活動スペース、
7階議場傍聴席
で使用可能



視覚障がい者誘導
支援設備「貸出用
シグナルエイド」
(音声音響案内)



多目的トイレ(オストメイト)



正面玄関
インターフォン

